

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和2年度第2回高松市障害者施策推進懇談会
開催日時	令和3年1月14日（木）14時00分～16時00分
開催場所	高松市役所3階 301会議室
議 題	(1) 次期たかまつ障がい者プランの素案について (2) 障がいのある方の災害対応のてびきについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席委員	荒井委員 大川委員 鎌田委員 川崎委員 川村委員 香西委員 坂井委員 高橋委員 武田委員 長谷川委員 前田委員 渡邊委員 (欠席 伊藤委員 東条委員 本多委員)
傍 聴 者	2人（定員3人）
担当課及び 連絡先	障がい福祉課    (087) 839-2333

### 会議経過及び会議結果

次のとおり会議を開会し、議題及び報告案件について協議した。

#### 1. 開 会

上枝健康福祉局長挨拶  
坂井会長が議長となり議事進行

#### 2. 議 題

##### 議題（1）次期たかまつ障がい者プランの素案について

- ・次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料に沿って、事務局から説明
- ・質疑応答

## 会議経過及び会議結果

### 【質疑応答・意見等内容要旨】

(A 委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第4章施策の展開(4)生活・就労支援の推進にある「就労訓練」について。今までの雇用支援策の流れからいうと、就労訓練というよりも、サポートする側の会社の人たちが訓練を受けるべき。障がいのある人が、8時間働ける体力をつけるために、頑張らせなきゃいけないということではない。就労支援サービス等の中に入れてしまえばいいのでは。今回のプランは、個人因子を鍛えることではなくて、環境因子を充実させる意味合いが強いと思う。そちらに重きを置いた書き方がいいのではないか。

(事務局) 「就労訓練」が示している意味合いは、次期たかまつ障がい者プラン素案、第4章施策の展開(5)福祉的就労の場の確保と充実【現状と課題】より、「就労継続支援事業や地域活動支援センターで受けられる作業や必要な訓練」であり、福祉サービスの就労支援を指している。確かに、ここでも「訓練」という言葉が使われている。しかし、「訓練」という言葉は、時代にそぐわないので、文言を検討する。

(B 委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料から2点。  
障害者相談支援事業の契約事業所数8件とは。  
障害者相談支援事業は「契約事業所数」表記だが、基幹相談支援センター等機能強化事業は「利用件数」表記になっている。同じ評価軸にすべきでは。

(事務局) 8件という数字は、市内を大きく8に分けて、拠点を置いている。その数字。

(A 委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、障害者の権利擁護について。障がい者が被害者になることは書かれているが、刑期を終えて再犯を繰り返してしまう障がい者については、触れる必要はないだろうか。そのあと、地域で生活するようになった時に、支援を受けられていない人がいるという印象がある。

(B 委員) 軽度の知的障がい者や、知的障がいを持ちながらも福祉につながらず

### 会議経過及び会議結果

(B委員) 高齢者になってしまった方で、刑務所から出てきても支援につながらず、再犯せざるを得ない人が相当数いる。

ここ10年くらいの取り組みの中に、都道府県や市町村が再犯防止計画に取り組もうとしている。高松市は、四国の中で唯一、地域福祉計画の中にある項目を、まずは高松市の再犯防止計画として位置づける、という設定でスタートしていたと思う。なので、障害者福祉計画の中に含まれていない、という解釈なのかもしれない。そのあたりを確認してもらえれば。

支援をしてきた実感としては、適切な福祉の支援につながっていけば、多くの人再犯をせずに済んでいる状況ではある。こういったことを踏まえて、計画の中に含んでいただきたい。

(事務局) 障がい者の福祉を考える点では大事な点。主に取りまとめをしている健康福祉局健康福祉総務課と動いていく方向で検討を進める。

(C委員) 高松市身体障害者協会が行っていることは、社会参加と、人とコミュニケーションを取ることで、しかし、会員はお年を召した方ばかりで、若い人たちが入ってこず、会員数は減る一方で、ギリギリの状態が続いている。高松市が障害者手帳を配布しているが、障害者手帳を持っている方の情報は、個人情報なので、それに頼ることはできない。会員が、自身の周囲で入会希望者を募るなどの努力はしているが、減少が止まらない。

コロナの影響もあり、障がい者は、家にこもっている状態が続いている。何かをするにも参加を呼び掛けていいのかがネックになっている。定員を少なくしようか、呼び掛けていいのか、行ってもいいのか、と迷っている。こういう現状にあることを、知ってもらいたい。

(A委員) こういう活動している団体・協会がありますよという一覧を、目に触れるところにおいて、周知してはどうか？

(事務局) 冊子に掲載するのは難しいが、高松市公式ホームページでの紹介や、障がい福祉課の窓口、事業所のパンフレットと同じ並びで、市身体障害者協会の会報や市社会福祉協議会のパンフレット等を置いている。

## 会議経過及び会議結果

- (A委員) 啓発も兼ねてやっていこうということですね。
- (事務局) 就労継続支援B型について。今年度までは、平均の工賃を元に、報酬を算定するのが基本になっている。次の報酬改定では、工賃に加えて、利用者が生産活動のゴールにどれくらい参加し、地域で活躍したか、取組自体を評価するという項目があり、両方の視点から見る報酬改定が予定されている。報酬改定に従って評価すると思うが、そういう視点も大事にしていく。
- 付け加えて、コロナの関係で、今年度の平均工賃自体が下がることが想定されるので、下がった場合は、前年度の工賃をもって、報酬を受けるという特例を適用できることになっている。その点も周知していきたい。
- (A委員) 就労継続支援B型利用者が増えていく方向で、施設から地域に出ていくことも反映されているのかと思う。
- (D委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第4章施策の展開(3) 早期療育と学校教育の充実【目標管理事業】3事業について。
- 医療的ケア児(保育)支援事業(受入人数)の目標15人というのは、これからだとして、特別支援教育推進事業の教育相談回数8回は少ないというイメージがある。そもそも3事業のみで学校教育の充実が図れるといえるのか。評価には、なかなか難しいと思う。新しく福祉教育が入ってきているので、事業項目に入れるといいと思う。
- (事務局) 福祉支援教育の推進事業で、教育相談回数8回について。
- 小学校に上がるときに行っているもの。午前午後に分けて全体で8回、6~7ブース設けて、280人程の教育相談を行っている。何らかの事情で来たくても来ることができない保護者がおり、希望する全ての保護者に対応したいと思っているので、回数に関して検討する。
- (A委員) 教育相談という書き方だから誤解を生むのでは? 今の話を聞けば、8回くらいになるだろうと思う。
- 目標管理事業の中に、小・中学校トイレの設備事情が入っていて、

### 会議経過及び会議結果

要するにユニバーサルトイレをたくさん作りましょうという話だと思うが、この項目は、今回のプランに記載すべき内容なのか。トイレの数を増やしたからと言って、充実したと数値を出していいものなのか。そういう問題ではないのではないかと思う。

小学校で性的マイノリティの子どもたちがいて、トイレを使うことに困難を抱えている子がいると思う。更衣室やユニバーサルトイレなどが必要になるので、書き込めるのであれば、令和5年までのプランなので、すごくいいのではないかと思った。

(E委員) 洋式トイレというだけではだめ。ある程度の広さがないといけない。車いすが回れないし、災害時に避難所になった場合にも困る。

(事務局) 目標管理事業の中に、小・中学校トイレの設備事情を入れた理由として、ハード事業とソフト事業の両方を含めたかったというのがある。教育委員会に確認を取り、トイレ設備については、後ほど回答する。新設される校舎について、例えば栗林小学校や高松第一高校などでは、ユニバーサルトイレの整備が進んでいると認識している。

(F委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第5章障害福祉計画、障害福祉サービス見込量の設定の、同行援護、行動援護の令和5年度の見込み数値について。数値は、実際のサービスではなく、需給の数値か。現状は、行動援護の事業所が減っており、事業所からは「利用を今までの半分に減らしてほしい」「行動援護の事業をやめる」などと言われる。利用者側はやめられると困るので、利用回数を減らすから事業を続けてほしいと事業所をお願いし、なんとか今年も利用できるようになった。なので、実際、数値どおりにいかないと思う。

次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第6章障害児福祉計画－障害福祉サービス等見込量の設定－にある「保育所等訪問支援」とは、どういうことをしているのか。障がい児への指導方法など、保育所の先生への支援が行われているのか。事業所運営の経験と、自分の子どもを育てた経験から、月に何度かボランティアで保育所へ児童を見に行っている。「この子は、養護学校に行ったらこんな感じになって、卒業したらこんな感じになって、こんな福祉サービスが使える

#### 会議経過及び会議結果

るようになるだろうな」というのが大体わかるので、そのような目を持ち、保育所の先生と話をしている。しかし、保育所の先生は何もわからない。にこにこ教室に、保育所の子どもたちが行ったら、子どもたちは、ずいぶん変わって帰ってくる。「やっぱりプロは違うよね」と保育所の先生が言うが、障がいのあるお子さんを預かっており、先生もプロのはず。保育所の先生に障がい児に対する指導が、どのような形で行われているのか。保育所訪問支援というのが、それにあたるのか。

(事務局) 保育所と訪問支援の質問について。日中活動系のサービスに位置づけられている。集団生活の適応訓練が主な役割になるが、保育所等の職員に対して支援等の指導を行うことに対しての役割を担っていただくことになっていますので、今おっしゃったのは後側になる、うちの職員体制に関する質問になると思うので。

(F委員) 誰が誰にどれくらいの頻度で、指導を行っているのか。

(事務局) 保育所等の保育支援に当たる事業所の職員が、保育所の職員に対して行っている。

(A委員) 具体的な事業所名を出すと、香川こだま学園に委託しているということ。同じ保育園に、年に約3回行っている。事業所から希望が出る事が多く、担当者を割り振って指導に行っているよう。

(A委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第5章障害福祉計画―障害福祉サービス見込量の設定―の、同行援護、行動援護について。時間数の確保が難しくなっているという実感があるようだが、何か情報は入ってきているか。

(事務局) 同行援護の使用頻度が減って困るということだが、原因として考えられるのは、同行援護の場合、資格要件のところで従業員の担い手や金額が厳しくなっている。誰でもできる資格ではないので、特例処置があり、担い手が少ない。その資格を受けるのに、メディアを中心に、行政から事務所に周知をし、まず、同行援護の従業員を増やす

## 会議経過及び会議結果

という対応策をとっている。

目標値については、従来の需給量を元に立てているので、あとは充足できるよう、行政として、従業員の資格を持つ人の確保、周知啓発を図ることを中心に進めている。不足している事業については、重点的に進めていく必要があると考えている。

(E委員) 次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、p7の災害時の対応について。「避難行動要支援者名簿に登録をしよう」という情報が行き届いていないのではないかと思う。地域の人々とのつながりが無いと感じるので、交流を持てる場を設定してほしい。

(A委員) 災害弱者市民ネットワーク高松実行委員会が、市内を中心に在宅で暮らしている要支援障がい者700名程に、防災についてのアンケートを実施し、私も分析させていただいた。すると、福祉避難所に逃げないという方が、すごくたくさんいらっしゃった。どうやって逃げたらいいかが、当事者や家族にうまく伝わっていないのではないだろうか。リストの充実や、運営、防災体制に関して、市としてこれから考えられることはあるか。

(事務局) このあと説明する予定にしているが、障がい者のための災害対応のてびきを作成している。災害弱者にありがちな、災害時にどのように対応すればいいか、分かりやすくまとめたものを、今年度中に作りたいと考えている。プランの計画自体にはかからないということで、直接プランに組み入れてはないが、こういった取り組みを予定している。

(E委員) アンケートの意見を取り入れて、てびきを作してほしい。

(A委員) アンケートがまとまったら、事務局に持っていく。とても充実しているが、盲点が結構あるなど気付かされると思う。

(G委員) 3点。1点目は、今回のプランは個人でなく環境だったと思うが、今の相談体制と生活環境の設備というところで、拘置所出てきて来た人や障がいを持っている方の住宅の確保をプランに組み入れるのが、

#### 会議経過及び会議結果

適切かどうか分からない。公営住宅に入ろうと思っても、ハードルが非常に高く、保証人がいないと入れない。国は保証人がいなくても、市営住宅や県営住宅に積極的に入れてあげてくださいという通知を出していると思うが、なかなか「うん」と言ってくれない。関連する会に出席したことがあるが、行政の言うことはよくわかる。公営住宅もずいぶん年数が経っているので、補修や整備、維持、住宅を貸借するのに、非常にお金がかかる。しかし、公営住宅に入居というと別の話だと思う。入居後に家賃払ってくださいと対応はあるかと思う。そもそも住宅がうまく確保できていないので、犯罪・再犯を起こしてしまうとか、災害弱者になってしまうというのがあると思う。関係課を始め、市役所の中でうまく連携を取り、住宅確保の話を入れてもらえれば、地域移行という点でも、在宅と名のついた障がいのある方のための施設から、一般の住宅に移ることができるのではないかと思う。

2点目。障がい福祉サービスを受けられている皆さんが御高齢になられて、65歳で一律介護保険が4000円なので、介護保険の申請を必ずしなくてはならないが、移行がうまくいかない。サービス・制度自体が大きく違うので、御本人になかなか御理解いただけない。介護保険と障がい福祉サービスはそもそも違うので、その方が本当に必要なのであれば、引き続き、障がい福祉サービスで、使い続けることができればいいのだが。無制限にというのは、財源的に難しいとよく分かっているが、どういった生活を目指すのかということは、全ての方に関わることだと思う。

3点目、同行援護について。介護人材が本当にいない。うちの施設の職員の平均年齢は50代後半、定年延長で70歳までやっている。30代が来てくれれば、小躍りするくらい嬉しい。仕事の魅力を分かってもらえれば、いい仕事だとは思いますが、新たな人材が来ないので、人材が集まらない理由を導き出すことは簡単ではない。介護人材が増えてほしい。

(事務局)

1点目について。自宅確保は、暮らしの基本を支える部分になり、非常に大事なこと。考えさせていただく。

2点目、介護移行について。窓口で、相談や苦情をいただくことがあるが、法務の制度等の関係もあり、国の任意の通知や、任意に沿っ

## 会議経過及び会議結果

た事務を行わなければならないので、できるだけ丁寧に制度の趣旨を説明して、御理解いただけるように心がけている。円滑な対応を進めなければならない。

3点目、人材について。人材確保は重要な部分。香川県と高松市が連携しながら、障がい福祉の施策を進めていきたい。

(H委員)

次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第4章施策の展開(3)早期療育と学校教育の充実について。現在、医療現場及び学校現場で、言語聴覚士が注目されている。言語聴覚士というと、聴覚に障がいがある人と捉えられがちだが、知的障がいや精神障がいの人にも有効であるといわれている。言語聴覚士の働く場は、どうしても限られてしまうので、独立できる環境へもっていこうというのが、今、国の方針にある。たかまつ障がい者プラン第3～5章の中に入るのかどうかかわからないが、現在、言語聴覚士が足りない場合というところであると、言語聴覚士の活用。次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第2章障がい者を取り巻く現状と課題(1)障がい者数の動向に、知的障がい、精神障がい者、軽度であれ、2級3級であれ、増加傾向にあるということは、将来、絶対に言語聴覚士が必要になってくるだろうし、学校現場等でいくら支援制度を設けたとしても、機能しないのではないかという点で、言語聴覚士の必要性がどんどん高まっている。今後御検討いただきたい。

次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第4章(5)相談体制と生活環境の整備について。昨年、条例を制定していただき、ありがたく思っている。前回の懇談会でも指摘させていただいたが、障がいのある人とのコミュニケーション手段に関しては、様々な手段があり、具体的なコミュニケーションの方法を掲載し、告知することが必要だと思う。

(事務局)

障がい児に教育を進めていく上で、専門家を活用することは有効な手立てだと思う。そのような考えは持っているが、計画の中にどういった形で取り入れるかは、考えさせていただきたい。

多様なコミュニケーション手段について。我々も日頃の広報活動の中で、コミュニケーションボードを周知している。UDトークだけで

#### 会議経過及び会議結果

はなく、高松市役所の障がい福祉課の窓口で使っているコミュニケーションボードを「このような形でコミュニケーションを取れますよ。補助金も出ますよ。」と、広報高松令和2年7月号に掲載した。こういうことを繰り返し、時期問わずやっていくしかないと思う。

市民の皆さんに、条例自体を読んでいただけたらと思っておりますので、条例の趣旨をいかに福祉で使えるのかという方が、大事な部分だと思っている。例えば、今年度は、手話の啓発のビデオを作った。歌にのせて、手話を覚えていただく、手話に親しんでいただくことを目的とした「広げよう手話の輪」を、高松市ムービー（動画）チャンネルに載せている。手話の啓発を、柔らかい形で行う他に、手話以外のコミュニケーション手段も、これから展開していかなければならないと考えている。特に、聴覚に障がいがある方にとって、マスクで口元が隠れ、コミュニケーションが取りづらいという状況に関しては、すごく気にしているところ。口が見えない中での手話や、円滑にコミュニケーションをとれるよう努めていこうという啓発に関しては、これからも注意していこうと考えている。

(1 委員)

2点。1点目、次期たかまつ障がい者プラン素案に、ヘルプマークを2500個配ったとある。子どもは、ヘルプマークをひとつだけ持っていて、遊びに行くときのカバンに着けている。学校に行くときに公共交通機関を使うので、ヘルプマークを付け替えて使用していたが、手間がかかったり、付け忘れていたりすることがあるので、2個ほしいと思って市役所に行ったところ、1人1個だと言われた。なぜ1つなのかという疑問がある。また、ヘルプマークのポスターについて、子どもが卒業した学校の玄関に2~3枚貼ってあったが、他の学校にも同じように貼ってあるのか？

2点目、次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第5章障害福祉計画、第6章障害児福祉計画－障害福祉サービス等見込量の設定－で、障害福祉サービスに日中一時支援というサービスがあると思うが、なぜここに載っていないのか。皆さんが先ほどから言われている、支援員の人数の確保について。デイサービスも支援をする場所であり、利用者は増えている。ということは、支援をする人間は、たくさんいるはずだが、成人の方には回ってきていない。原因は何か考

#### 会議経過及び会議結果

えた結果、支援学級の人数が増えていることが大きいと思う。「学校で福祉教育をします。障がいがある子もない子も、一緒に授業を受けましょう。」となっているが、結局、障がいのある子たちは、支援学級というハコの中に入ってしまい、皆さんや私が考えているほどの交流は、実際の現場で余りないと思う。どの保護者に聞いても、どの学校でも、そんなに交流がないという意見が多い。

障がい児たちが、外に出ていろいろな活動しているかしていないかではなく、デイサービスという障がい児たちが集まるハコの中で生活をしている。大人になれば、障がい者が集まる集団の中で生活し、社会の中で活動する場ってどこだろうと考えた時、同行援護や移動支援等なのだと思う。しかし、障がい児は増えており、必然的に障がい者の数も増えているはずだが、デイサービスの利用者人数は増えているのに、移動支援の利用者人数はずっと横ばいで、見た目が全く増えていない。つまり、事業所自体が増えていない。サポートする人の数が、そもそも少ないところがあると思うのだが、すごく疑問に思う。対策等、いろいろな部分を考えてほしい。

(事務局)

ヘルプマークは配布 1 人 1 個でお願いしているところではあるが、特段の事情があった場合は、できるだけ柔軟に対応させていただこうと思う。ヘルプマークのポスターは、平成 30 年度に、公共施設はもちろんのこと、民間の施設や駅にお願いをして配っているが、その後のフォローという意味で不足があるのは、御指摘のとおりだと思う。今一番指摘を受けているのは、周りがヘルプマークの存在を知らないという意味がないということ。広報高松令和 2 年 12 月号に半ページ、ヘルプマークとヘルプカードを記入するコンテンツを載せたが、継続的な周知をしていかなければいけないと、課題として認識している。

日中一時は、どの項目に入るのかについて。次期たかまつ障がい者プラン素案、第 5 章障害福祉計画 2 障害福祉サービス及び計画相談支援等の見込み (5) 地域生活支援事業の中で、児童や身体障がい者も含めてできるサービスについて。最初に指摘があったページは、児童福祉法という法のカテゴリーで形が少し違う。掲載の仕方の問題で、申し訳ない。

#### 会議経過及び会議結果

日中一時も移動支援も、需要がないから伸ばしていないというよりは、人手の問題等で残念ながら落ちている。少なくとも実績をキープできるように、目標として載せた。増やすには、事業所の問題も出てくるので、市の事業として柔軟に対応できるよう基準等を検討し、事業が伸びる取り組みをしたいと考えている。

インクルーシブ教育について。特別支援学級の数、毎年増加しており、今年も1000名を超える。特別支援学級の1クラス当たりの人数は最大8人とし、「できるだけ交流学級へ」と教育委員会から言っている。週9時間は特別支援学級に行くが、それ以上は子どもの状況に合わせて取り組むようにしている。補助なしでも交流学級に行けるだろうという子もいれば、担任の先生以外の支援が必要だろうという子もいるので、支援員を配置するなどして、今後、検討や解決を進めていきたい。

次期たかまつ障がい者プラン素案補足説明資料、第4章施策の展開(3)早期療育と学校教育の充実の、小中学校トイレ整備事業についての回答。小中学校は災害時避難所ということもあり、屋内屋外問わず、洋式にしたり、多目的トイレを設置したりするという事業内容。障がい児に限らず、皆のためになるのでは、という話もあったが、具体的には、和式を節水型の洋式トイレに変える、手洗いの蛇口を自動化にするなど、整備していこうという事業。

(B委員)

前回、評価について意見したことについて。行動援護、同行援護、移動支援で、ヘルパーが少ないと言われているが、今回出ている数値は、市が支給を決定した相当が出ているのだろうと思われる。プランの書き方もそうかもしれないが、これからは評価のときに、支給した時間数や、事業所がいくつあるかという評価ではなく、実際にどれくらい使えているのか、実際に使われている中の課題をこの場で話していくことができれば、プランと現実がもっと近く話せるのだと思う。

移動支援に関して、倉敷市はグループ支援という方法を作っており、移動支援は1対1が原則だが、2対2やヘルパーの方が少ない2対3の支援ができる。1人1人のニーズ確保前提で、1対1はできないけれど、グループ支援なら可能など、柔軟にできないのだろうか。

#### 会議経過及び会議結果

(事務局) 実際、支給量ではなく、利用量で測るべきではないか、という点について。利用量でこういった形で、測るかということが一番難しい部分になると思う。支給量であれば、支給した跡が残るが、利用量となると難しい問題もあると認識している。どういうところで評価するかに関しては、宿題にさせていただきたい。また、他も自治体も参考にさせていただきたい。

(A委員) コロナの影響で ICT のことが言われている。学校教育の合理的配慮という言葉があるが、プランに ICT の導入が全く触れられていない。市内の中学生で、書字はできないが、非常に知的能力の高い方がいると聞いており、そういう方々に ICT を活用した入試などを入れていければいいのではと思っている。ICT の活用について、合理的配慮や、早期療育、学校教育の充実のところに、記載してはどうか。

(事務局) 高松市は、来年度から 1 人 1 台端末を整備することが決定しており、支援学級での効果を期待している。例えば、デジタル教科書や、文字の拡大、写真の拡大、写真に触ったら音が出るなど、福祉支援学級のお子さんにとって、とても良い内容だと思う。

## 議題（２）その他

- ・障がい者のための災害対応のてびきに沿って、事務局から説明
- ・質疑応答

### 会議経過及び会議結果

（事務局） 障がい者災害対応のてびきについて。愛媛県と岩手県で作られたものを参考にした。高松市には、このようなてびきがなく、障がいのある方や、その家族、支援者を主な対象とし、災害対応の最初のとっかかりの部分、心構えの部分を中心に制作した。内容が膨らみすぎると分厚くなり、逆に読みづらくなると思うので、読みやすさと内容のバランス的に、最終的には現時点でのボリュームにしたいと考えている。今は、まだ原稿の段階で、読みづらい部分や不足している部分があるが、関係各所から御意見をいただき、今年度末３月を目途に完成させ、必要な方にお配りする予定。事前送付ではなく、この場でのお渡しになり申し訳ないが、御意見があれば、障がい福祉課へ御一報お願いしたい。

（Ｅ委員） アンケートの報告書が出ると思うので、参考にさせていただき、当事者にとって、本当に便利で使いやすいものを作ってもらいたい。

また、自治会や民生委員の方には、要介護者がどこにいるのか掴んでおいてほしいので、システムづくりをしていただきたいと思う。

（事務局） 個人情報の壁があり、直接、個人情報を提供できない。それを補うという意味で、高松市では、避難行動要支援者名簿を作っている。要支援者だと自ら名乗り出てきていただき、その名簿を高松市で集約して、コミュニティ協議会と消防局へ情報共有する取組になっている。

てびきの素案には入っていないが、名簿の登録の仕方を記載し、登録を進めていただけるよう、情報共有を図る取組を推進していきたいよう考えている。

（Ｅ委員） 私自身も避難行動要支援者名簿に登録しており、登録の際、助けていただける方を２名書くのだが、親など同居者の名前を書いている人が多い。一人暮らしの場合は、地域の方や、近所の方を書くのがいいと思う。

#### 会議経過及び会議結果

(事務局) お知り合いの方や、御親族の方など、避難時に支援をお願いする人を2名登録してもらうようにしている。遠くの御親族より、御近所の方がいいというお話かと思うが、おっしゃるとおりだと思う。御近所に住んでいる方、お知り合いがいなければ民生委員など、できるだけ御近所の方を登録していただくといいのではないかなと思う。

大雨の時、名簿に登録していた親御さんに電話が繋がらなくて心配なので、様子を見に行きしてほしいと言われ、登録されている支援者に連絡し、見に行きいただいたことがあった。

(J委員) 就労されている方は、避難支援者に、職場の人を書くのもいいと思う。

(A委員) タイトルについてはどうか？ピープルファースト運動と言って、People with disability というように、人が先。表現としては「障がいのある人」の方が一般的。「障害者」というのは、法律の中で使われる用語ではあるが、教育現場や福祉現場では「障がいのある人」の方が一般的には使われている。

(事務局) 参考にする。

(K委員) アプリ化はできないか。お金は大きくかかると思うが。

(事務局) すぐに導入できるかどうか分からないが、検討する。